

令和4年長審第19号

裁 決

モーターボートAモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を懲戒しない。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年9月23日10時45分

熊本県湯島東方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

モーターボートB

登録長	10.06メートル	4.91メートル
機関の種類	ディーゼル機関	電気点火機関
出力	198キロワット	22キロワット

### 3 事実の経過

Aは、平成12年7月に進水し、船体ほぼ中央部に操舵室を配し、同室内前部右舷に操縦席を、同席前方に舵輪を、舵輪の左舷側にレーダー及び魚群探知機能付きGPSプロッターを、右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ設置したFRP製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、親族及び知人6人を乗せ、釣りの目的で、船首0.4メートル船尾1.1メートルの喫水をもって、令和4年9月23日08時30分熊本県三角港所在のマリーナを発し、湯島東方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、09時30分前示釣り場に到着したのち、釣りとは潮上りを繰り返し、船首を東方に向けた状態で漂泊して釣りを行っていたところ、折からの風潮流により圧流されて浅所が近距離となったことから、潮上りを行うこととし、同乗者に釣りを中止して座った姿勢をとるよう指示し、操縦席に腰を掛けて同乗者の支度が整うのを待った。

a受審人は、10時45分少し前湯島灯台から125.6度（真方位、以下同じ。）1.83海里の地点で、船首が095度を向いていたとき、正船首31メートルのところ、Bが漂泊しているのを視認できる状況であったが、周囲に他船がないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、進行方向至近で漂泊中のBの存在に気付かず、同船に向けて発進した。

こうして、a受審人は、発進してすぐに針路を095度に定め、折からの潮流により右方に14度圧流され、5.4ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行中、10時45分湯島灯

台から125.5度1.85海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首がBの左舷船尾部に後方から17度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の北東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好で、衝突地点付近には、流向212度、流速1.5ノットの潮流があった。

また、Bは、平成6年6月に進水し、船体ほぼ中央部に操縦区画を配し、魚群探知機能付きGPSプロッターを備え、船外機を搭載した和船型無蓋のFRP製モーターボートで、b受審人が1人で乗り組み、親族1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.6メートルの喫水をもって、同日08時00分熊本県上天草港江樋戸港区<sup>えびと</sup>を発し、湯島東方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、08時15分前示釣り場に到着したのち、釣りとは潮上りを繰り返して、10時25分湯島灯台から110度1.9海里の地点で、船首を東方に向け、機関を中立運転として漂泊を開始し、折からの風潮流により213度の方向に1.5ノットの速力で圧流された。

b受審人は、操縦区画より後方で、同乗者と共に左舷方に向けて釣りを行っていたところ、10時45分少し前湯島灯台から125.4度1.85海里の地点で、船首が078度を向いていたとき、至近で漂泊していたAが、自船に向けて発進し、10時45分僅か前衝突地点付近で、同船を左舷船尾至近に認めたものの、どうすることもできず、Bは、船首が078度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部に擦過傷等を、Bは、船外機に損壊及び左舷船尾部外板に亀裂等をそれぞれ生じ、B同乗者が両側下腿擦過傷、右下腿打撲傷及び左足関節捻挫を負った。

(航法の適用)

本件は、湯島東方沖合において、漂泊状態から発進したAと同船至近で漂泊中のBとが衝突したもので、衝突地点付近の海域には特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、漂泊中の船舶に向けて至近から発進する船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないので、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、湯島東方沖合において、Aが、潮上りをする際、見張り不十分で、至近で漂泊中のBに向けて発進したことによって発生したものである。

a 受審人は、湯島東方沖合において、潮上りの目的で発進する場合、進行方向で漂泊中の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、周囲に他船がないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、進行方向至近で漂泊中のBに気付かず、同船に向け発進して衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、B同乗者を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人の行為は、本件発生の原因とならない。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年2月20日

長崎地方海難審判所

審判官 八 田 一 郎